

平成28年度監査基本計画

1 基本方針

平成28年度は、能代市総合計画後期基本計画の4年目であり、基本構想に掲げる将来像「“わ”のまち能代」の実現に向け、これまでの実施状況を検証し、なお一層、着実な施策の実施が求められている。

また、総合計画をベースにした「能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、今年度は、その総合戦略事業の実行元年となる。人口減少に歯止めをかけるとともに、本市活性化の実現に向けた取り組みに期待したい。

本市の財政状況は、地方交付税の増等により、比較的良好な状態が続いており、一部で景気の持ち直しによる市税等の増加が見られるが、28年度からは普通交付税について特例措置分の段階的な減少や国勢調査人口の適用による減額、また、高齢化の進展による社会保障関係経費や公共施設の老朽化等にかかる更新経費の増加が見込まれるなど、将来的には厳しい状況が予想され、より一層、健全な財政運営が求められる。

このような状況の中、今後も持続可能な行財政運営を行っていくためには、今一度、事務事業の効果を検証し、真に必要な事業の推進と財政の健全化を図っていかなければならない。

本年度における監査は、例年どおり指導に重点を置いて行うが、特に次の事項について配慮して実施するものとする。

- 内部統制の検証として、事務事業の管理体制・チェック体制に着目して実施する。
 - 監査の実効性を確保するため、これまでの指摘事項に対する改善状況について、適宜、報告を求め、改善が進まない事項及び重要と思われる事項について、ヒアリングを実施する。
 - 財政援助団体等監査は、前年度に引き続き、補助金の算定根拠、所管課等が作成すべき書類も含めた補助事業等の履行確認の状況を主眼に実施する。
- 指定管理施設については、協定内容の遵守状況、統一したマニュアルに基づく所管課の実地調査の状況等に着目して実施する。

2 実施監査種別及び方針

(1) 決算審査

一般会計・特別会計については、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事務事業が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とする。

公営企業会計については、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として、独立採算性等の見地から実施する。

また、財政健全化法に基づく健全化比率等については、基礎となる計数の正確性を検証するとともに、前年度比率からの増減の内容について、調査・分析を行うものとする。

(2) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうか、またペイオフ対策では相殺範囲内の預け入れとなっているかなど、運用の安全性が確保されているかどうかを主眼として実施する。

(3) 定期監査

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

内部統制については、所管課等の管理体制・チェック体制の検証や前年度に引き続き人事異動に伴う引継ぎ状況を確認する。

前期及び中期定期監査では、施設の実地監査を主体に行うこととする。本年度においては、概ね3年程度実地監査を行っていない施設を対象として実施する。

後期定期監査は、例年どおり全課を対象に実施する。

(4) 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、前年度で監査の対象としていない補助金を中心に実施する。補助要綱等が整備されているか、補助対象や算定根拠が明確になっているか、補助事業に係る帳簿、領収書や所管課等が作成すべき書類の確認も含め履行確認の状況を主眼として実施する。

指定管理施設については、監査委員による実地監査及び協定内容の遵守状況、統一したマニュアルに基づく所管課の実地調査の状況等を主眼に実施する。

実地監査は統一したマニュアルの実地調査調書の結果を参考に中期定期監査に組み入れて行う。協定書及び利用申請書等の簿冊監査は財政援助団体等監査で実施する。

(5) 例月出納検査

各会計の現金の出納について計数の正確性を検証するとともに、事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するほか、期末監査である決算審査に対する期中監査と位置づけ、財務事務処理に関する監査を継続的に実施する。

3 執行上の留意点

- (1) 監査は、本監査基本計画と各監査実施計画（実施要領）に基づき、適時に秩序整然と実施する。
- (2) 監査は、基本方針に基づいて行うとともに、監査の着眼点等を的確に定め、監査対象に即した監査方法を選択して実施する。
- (3) 定期監査及び例月出納検査においては、市民への説明責任と信頼性の確保を重視し、監査を実施する。
- (4) 監査を実施し、その結果、不当な事項等があった場合には、報告書の各課等記載欄に明記し、具体的な改善を求めていく。
- (5) 監査を終了したときは、速やかにその結果を決定し、報告、意見等を提出するとともに、ホームページ等でその結果を広く市民に周知する。

4 各監査実施（予定）期間

| | |
|--|---|
| 定期監査 （平成28年度分） | 【前期定期監査（4～6月）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月中旬～5月中旬 関係書類等調査 ・ 5月中旬～5月下旬 実地監査 ・ 5月下旬～6月上旬 監査結果講評 【中期定期監査（7～8月）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月中旬～7月下旬 関係書類等調査 ・ 7月下旬～8月上旬 実地監査 ・ 8月中旬～8月下旬 監査結果講評 【後期定期監査（10～1月）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月～12月 各課等の書類等調査 ・ 1月中旬 監査結果講評 |
| 一般会計決算審査 （平成27年度分） | 6～9月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6～8月 関係書類等審査 ・ 8月中旬 決算審査に係る聞き取り ・ 9月中旬 意見書提出 |
| 企業会計決算審査 （平成27年度分） | 6～9月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6～7月 関係書類等審査 ・ 7月中旬 決算審査に係る聞き取り ・ 9月上旬 意見書提出 |
| 財政援助団体等監査 （平成27年度分 又は28年度分） | 4～1月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4～12月 実地監査・関係書類等審査 ・ 1月中旬 監査結果講評 |
| 例月出納検査 | 毎月中旬～月末 |